

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 朝霞市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	10	70,000	8	0	0	70,000
1	53	エチルベンゼン	5	3	35,480	9	9,280	0	26,200
1	71	塩化第二鉄	2	8	74,200	7	54,200	0	20,000
1	80	キシレン	6	1	153,450	2	36,950	0	116,500
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1	10	3,600	15	3,600	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	10	8,400	11	8,400	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	5	3	79,600	6	10,018	0	69,600
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	7	6,760	12	4,000	0	2,760
1	300	トルエン	6	1	347,190	1	109,300	0	238,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	5	79,900	5	9,469	0	70,500
1	400	ベンゼン	4	5	15,490	10	2,901	0	12,590
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	10	5,100	13	5,100	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	8	85,900	4	1,900	0	84,000
3	21	硝酸	1	10	4,800	14	4,800	0	0
3	40	硫化水素	1	10	1,700	16	1,700	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	10	87,000	3	60,000	0	27,000
		合計	—	—	1,058,570	—	321,618	0	737,150

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量 : 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。